

は大体輸出業者、それから特別に統制会社を通らない輸出業者、並びに製糸業者等がこれを積み立てたのであるという事は明らかにされたわけであり、そういたしますと、戦時中には御承知のように食糧増産の面から桑園等が整理されておりました、その残りの養蚕家等から買い上げたものを輸出し、あるいは生糸にするという建前が、このような剰余金を生んだわけであり、そこで私はお伺いいたしたいのは、たとえば戦時中に食糧増産という建前から、桑園等を食糧増産の面に強制的にふりかえられた。そして整理されたほんとうの農家、つまり桑を抜いて半強制的に整理された人々、これに対する何かの補償等は今までなされたことがあるかどうか、この点を伺いたいたしております。

○寺内政府委員 戦争中食糧増産のために桑を抜いて食糧作物を作付けます場合には補償をいたしたはずでございます。ただいまその金額はちよつと覚えておりませんが、そういう措置をとつたものと思つております。

○竹村委員 その問題は、もちろん金額はあまり大したものではありませんけれども、しかしこゝろいう剰余金を生んだその一つの原因は、いろいろ統制等によつて養蚕家が最も余剰を生むような形で繭を買い上げられておる結果が、こゝろいう利潤を生んだと思ふのでありますが、従つて私はこゝろいう利潤というものは、その当時繭をこゝろいう利潤を生むような価格で買い上げられたその養蚕家並びにその他の先ほど申しましたような、こゝろを飼いたいけれども国策のために桑園等を整理して、そうして蚕を飼えなかつたもの、こゝろ

いうものに金が直接私は還元されるべき性質のものと思ふのでありますが、しかしこの法案では一応国庫に入られるということになつておるのであります。そこで私はこれを国庫に入れるとするならば、そういう人たちに對する一つの対策あるいはそういうものを持たなければならぬ、それが実現しなければならぬと思ふのでありますが、それに対しては何か考慮されてないかと考へるのでありますが、考慮されたような点があるのではありませんか。あるか、あるのだつたらどういふ形でやられておるのであるか、この点を伺つておきたいのであります。

○寺内政府委員 先ほどもお話しいたしました通り、戦争中桑を抜きまして食糧作物に改作いたしました場合には、政府の補助金でございましたが、そういう手当をいたしておりますので、この資金を特にそういう方面に使用し、今後使つて行くという考へは、ただいまのところ持つておりません。

○竹村委員 そうしますと、国庫に一億何百というのを入れました場合に、これは先般来国会を通過いたしました繭糸備安定の特別会計の方にこれは繰入れられる金でありますか、その点はどうですか。

○寺内政府委員 この法律が成立いたしましたして、国庫に一億六十五万円の資金が入りまして、それがただちに特別会計の収入にはなりませんけれども、これが見返りとなりまして三十億の糸価安定の特別会計が成立いたしましたのであります。

○竹村委員 そういたしますと、直接には入らないけれども、いわゆる三十億の糸価安定の特別会計に入れるとい

うことになりまして、結局その特別会計の名前の示す通り、それは糸価安定でありまして、繭糸の問題については入らないということになるわけであり、入らないと、少くも矛盾するものではなからうかと思ふ。こゝろは先ほど申しましたように、これはこゝろく申しませんが、戦争中に一応統制で押えつけて繭を買い上げた。それだから統制会社等が安い繭を買つて、わざと繭の利潤を生み出したのは養蚕家の繭を安く買つたところの原因があると私は思ふ。ところが今度国庫へ入ると、糸価安定特別会計の方へ入るといふことが、しかしこれは糸価安定の特別会計でありまして、本法案では繭糸備安定という名前で、繭糸というものをむすくにつけたような形になつておりますけれども、事実上は糸価安定であつて、養蚕家に対してはあまり恩恵がないわけである。そこへ金を入れるということは、この剰余を生み出した原因から考へまして、私は相当矛盾すると思ふので、これを国庫に入れるのではなく、繭糸備安定の手に渡るといふような形において、たとえば桑園の補助とか、あるいは養蚕家の共同飼育場の設備とか、そういう方面にはつぎきりまわす考へはないか、この点を承つておきたい。

○寺内政府委員 ただいまのお説は一応ごもつともではありますけれども、先ほど御説明いたしました通り、この繭糸備安定資金というものは生糸を売り買ひいたしました差益を積立てたのであります。その生糸の価格の安定のために使つていく目的で積立てた金でありまして、今回成立いたしました

た糸価安定特別会計におきまして同じ趣旨でありますから、それに繰入れまして生糸の価格の安定に資するのであります。われ／＼からいたしますと、生糸の価格を安定すれば、それに伴つて繭の価格も安定して行くであらうと考へておるのであります。もし生糸の価格が安定しても繭の価格が安定しないという場合には、たしかあの法律の十一條によつてそれ／＼の処置をとることになつておりますので、その方面で繭の維持についてもいろいろ考へておるということでありま

○竹村委員 大体はつきりして来たのですが、ところで問題は、糸価が安定すると繭糸備安定するといふことには私はならないと思ふ。問題は、繭糸の生産費を中心としてその安定価格がきめられる、その上に立つて糸価が安定されておるというならば、御説明の通りになると思ふのですが、そうではないわけでありまして、まず繭糸の生産費というものは別にあまり考慮されず、度外視して、糸価の輸出価格その他を考慮して、いわゆる糸価が安定される。そのいわゆる安定された価格において繭糸が決定される。逆になつておる。それを十一條において何とかすると言いますけれども、政府は現在何もうの、あなたの方の考へておること、遺憾ながら逆のお話なんです。従つて私は、これはやはり法律の建前は、そうであつても、結局において繭糸の安定といふことには向ける金ではないといふことに考へるのです。特別の措置がないといふばそれまでですが、私は当然そういうふうになさ

るべきだと思ふのですが、この点はどうですか。

○寺内政府委員 前国会で決定いたしました繭糸備安定法の規定によりまして、生糸の最高価格、最低価格をきめ、その場合に、法律によりまして繭の生産費及び生糸の製造販売に要した経費を基準としてとなつておりますから、その生糸の価格を決定いたします場合に、繭の生産費を基準として考へておるのであります。御説の通り、直接には生糸の価格の安定をはかるのであります。われ／＼といひましたは、それが間接に繭の価格の安定にもなると考へておるのであります。

○竹村委員 ところがその価格審議会の委員なんかを見てみますと養蚕家の代表が少いのです。その人の意見があまり通らないようにその委員会の構成ではなつておるわけなんです。説明はもつともしく聞えるのですけれども、実際に聞いてはどうもそういうことになつておらないかと、これ以上論議はいたしません。私の意見として別のところで申し上げますが、つまりそれならば、繭糸の安定をきめるために、生産費を基準として繭糸はこゝろに決定してくれという要求をする。また生糸の値段がきまるとききの委員会、その委員会に実際さういふ代表があまり出ていない。これは理論としては一応聞えますけれども、実際上はこゝろいふふうになつていないといふこととだけ、特にあなたの方ではそれを認めておいてもらいたい。そうしないと困る。

○寺内政府委員 私どもの考へとい

しましては、糸備安定委員会の中に、養蚕方面の代表者が六名も入つておりまして、他の業界に比べてむしろ一人多いくらい入れてあるつもりでございますが、よそからごらんになりまして、ただいま竹村さんのおつしやつたようなことがあろうと考えます。今後十分価値の維持については努力いたして参りたいと思ひます。

○河野委員長代理 足鹿君。
○足鹿委員 ごく簡単に一、二お尋ねいたします。この金額は一億六十五万五千円となつておりますが、これはいつ現在でありますか。

○寺内政府委員 それはごとの二月一日現在の調でございまして、その後かわつておりませんので、現在でございます。

○足鹿委員 二月一日現在と申しますと、さかのぼつて昭和二十一年三月に、日本蚕糸統制株式会社というものが解散になつておるのですが、そのときから現在までつと一億六十五万五千円であつたという意味ですか、やはり解散当時の金額でしょうか。

○寺内政府委員 ただいまのは、解散当時、二十一年三月一日で見ますと、九千八百六十五万七千何がしでありまして、閉鎖機関に指定せられましたとき、すなわち二十三年七月三十一日には現在の金額に達してございまして、解散のときから閉鎖機関に指定されました間、現物生糸を処分いたしましたので、預金を繰入れましてふえておりますが、閉鎖機関に指定されたとき、金額がそのままであつた。

○足鹿委員 ちよつとわからないのですが、そうすると、昭和二十一年三月には九千八百万円であつた。二十三年

閉鎖機関に指定されるまでに、いろいろ手持ち生糸の清算をしたり、その他のことによつて得たものを加算した額が一億六十五万五千円、その後は全然移動がないわけですか。

○寺内政府委員 先ほど申しましたのは、解散のときから閉鎖機関に指定されるまでに、この資金の果実を繰入れられたのでありまして、閉鎖機関に指定せられたからには、そういう運用はできませんので、そのまま残つておるわけでありまして。

○足鹿委員 昭和二十一年三月一日に一億円近い金額といふと、現在の貨幣価値から申しますと、一億六十万円はわずかなのですが、その当時の貨幣価値から申しますと、相当の金額だろふと思う。今ではなるほど一億円あまりはわずかの金額だといふことが言えますが、当時としてはこれは非常に大きなものだらうと思ふ。先刻竹村委員からも御質問がありましたが、大体糸価が安定すれば糸価が安定するといふことになつておる考えから、これは当然会社が生糸の中から損金に算入しておるのであるといふことなんですか、これは養蚕農民とは関係がないといふお考えですか。私はその簡単に解決がつかない問題じゃないかと思ふ。少くとも先刻竹村君からも指摘されたように、戦争中における養蚕業者の犠牲の上に、日本蚕糸統制株式会社というものが存立して来ているはずなんです。この一億六十万円といふものは、結局生糸から出たおつしやいですが、その生糸は一体だれが生産をしたか。今の局長の論法から行けば、糸価が安定すれば糸価が安定する、こういうお考

えであるならば、やはり当然これは当時の養蚕農民にも関係がある問題だと私は思ふのです。これをそのままてんで今日まで放任しておいて、非常に怠慢といふか、おもしろくない御処理の方法だと思ふ。その点どうですか。

○寺内政府委員 ただいまの御質問は、おそろく閉鎖機関に指定されてから今日まで、このままにほうつておいたのはけしからぬという御説のように思ひますが、これは閉鎖機関の性質上、その清算の段階に入つたのでありますから、この資金を養蚕農民のために、あるいは生糸の価格安定のために使ふことはできなかった。縛られた金でありまして、閉鎖機関に指定されたから今日までそのまゝ残つておたのは、そういうやむを得ない事情であります。この会社が生きておる当時、その資金を使ひまして、繭の値段維持のために使つたことがあるのであります。

○足鹿委員 もう一つ、これは三十億の糸価安定特別会計に入ることになるような御説明であります。先回繭糸価安定法の審議の際に、私どもが三十億円の財源として聞いたのは、いわゆる手持生糸の差益金であるといふふうにおもひ、私どもは提案理由ではつきり聞いておる。こういうものが繰入れられておるといふ提案の趣旨はなかつたと思ふ。つまり三十億の中に一億六十五万五千円といふものが入つておるといふ御趣旨の提案理由はなかつたと思ふ。その点はどうか。

○寺内政府委員 先日決定せられました糸価安定特別会計の三十億の財源の見返りといひましては、この法律には出ておりません。別の日本蚕糸業会

積み立てました差益金のうちの十五億と、それからその業会の清算いたしたときに指定寄付を約三億、それから今回法律になつております統制会社の新立金一億、合計約二十億が見返りになつておるといふ説明があつたはずでございます。

○足鹿委員 そういふ点については、あとでまた調べてみますが、私は少くともこの問題については疑義を持つております。この一億六十五万五千円といふものは、日本蚕糸統制株式会社が利益の中から損金に見立てておつたという御趣旨でありますけれども、当然これは当時の養蚕農民に対して何らかの措置を講ずる財源として、ひもをつけたと申すと語弊がありますが、そういう考え方が正しいと私は思ひます。すべてこのごろの農林予算にしましては、公共事業にしても、大蔵省はいろいろな条件をつけておるのです。予算を審議するときはそういう条件がなくとも、あとで行政的にいろいろ条件をつけておいてなるのです。従つてこういうものは今でこそ一億円でありますが、当時の金額にしてみますならば非常に高額なものでありまして、でき得べくんば私は当然、養蚕農民に直接還元することができないことではございません。いわゆる養蚕業の振興に對して重点的に支出すべきものである、かように考えざるを得ません。しかしこれは議論になるようでありまして、この点はあえてこれ以上申し上げません。

第二点は、この金の還付を請求あるいは希望しておる団体がありますか。

○寺内政府委員 この資金については、還付を要求しておる出資者は一人もございません。これは前からも蚕糸業統制法並びに統制法施行規則によりまして、こういう繭糸価格安定のために使へ、これが解散したならば農林大臣の指定する団体に譲渡せしめようという規定がありますので、出資者はすべてそういう趣旨を了解しておりますから、返してくれといふ要求は一つも出ておりません。

○足鹿委員 そうしますと、この問題につきましては、何ら業界その他にも、後日になつても異論はないといふふうに解釈してよろしうございませうか。

○寺内政府委員 その通りでございます。何ら異論はございません。

○足鹿委員 了承しました。

○河野委員長代理 残余の事件に対する質疑は留保いたします。

○河野委員長代理 引続き昨日日本委員会に付託に相なりました千賀康治君外二十三名提出、松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたし、審議に入ります。

まず本案の趣旨について提出者の説明を求めます。千賀康治君。

松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律の一部を改正する法律案

松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律の一部を改正する法律案

松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律の一部を改正する法律案

松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律の一部を改正する法律案

松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律の一部を改正する法律案

松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律の一部を改正する法律案

森林病虫害等防除法

第一條、第二條、第六條第一項、第七條第一項及び第十二條を除き、「松くい虫等」を「森林病虫害等」に改める。

第一條中「松くい虫等その他の森林病虫害等」を「森林病虫害等」に改める。

第二條第一項を次のように改める。

この法律において「森林病虫害等」とは、樹木又は林業種苗に損害を與ふる松くい虫、松毛虫その他のこん虫類、菌類、バイラス及び獸類であつて政令で定めるものをいう。

第三條第一項第四号を第六号とし、同項第三号中「伐採木等」を「指定種苗又は伐採木等」に改め、同号を第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 森林病虫害等の附着している樹木又は指定種苗（樹木の種子及び苗木であつて農林大臣の指定するものをいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者に対し、森林病虫害等並びにその附着している枝條又は指定種苗の撲滅を命ずること。

四 森林病虫害等の被害を受け、苗木又は指定種苗を所有し、又は管理する者に対し、薬剤による防除を命ずること。

第三條第三項中「三十日」を「二十日」に改め、同條第四項中「樹木の」下に「指定種苗を加える。

第四條第一項中「第一号、第二号又は第四号」を「第一号から第四号まで又は第六号」に改め、「樹木の下に」指定種苗を加える。

で又は第六号」に改め、「樹木の下に」指定種苗を加える。

第四條第二項中「都道府県」を「地方公共団体」に改める。

第五條第二項中「前條第一項」を「前條」に改める。

第六條第一項を次のように改める。

農林大臣又は都道府県知事は、森林病虫害等を駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があるとき、は、当該官吏又は森林病虫害防除員に、森林、苗圃又は貯木場、倉庫その他指定種苗若しくは伐採木等を設置する場所に立ち入らせ、樹木、指定種苗又は伐採木等を検査させ、又は検査のため必要な最少量に限り、枝條、樹皮又は指定種苗を収去させることができる。

第七條第一項を次のように改める。

当該官吏又は森林病虫害防除員は、前條第一項の規定による検査の結果、指定種苗に森林病虫害等が附着していると認めるとき、又は伐採木等に森林病虫害等が附着し、若しくは附着するおそれがあると認めるときは、当該指定種苗又は伐採木等の所有者又は管理者に対し、左に掲げる事項を記載した文書を交付して第三條第一項第三号又は第六号に掲げる措置を行うべき旨を指示することができる。

一 措置を行うべき期間
二 森林病虫害等の種類
三 行うべき措置の内容
四 その他必要な事項

第七條第二項中「その指示に従わない」とを、同項第一号の期間内にその指示に係る措置を行わないに、「当該伐採木等」を「当該指定種苗又は伐採木等」に改める。

第八條第一項中「又は前條第二項」を「前條第一項の規定による指示又は同條第二項」に改め、同條第二項を次のように改める。

2 前項の規定による補償の額は、第三條第一項第一号から第四号まで若しくは第六号の命令又は前條第一項の指示に係る場合にあつては、幹若しくは根株のはく皮又は枝條、樹皮、指定種苗若しくは森林病虫害等の焼却又は薬剤による防除の措置を行うのに通常要すべき費用に相当する金額とし、第三條第一項第五号の命令又は前條第二項の処分に係る場合にあつては、その命令又は処分により通常生ずべき損失額に相当する金額とする。

第十條中「樹木」の下に「指定種苗」を加える。
第十二條を次のように改める。
（通則）
第十二條 森林病虫害等が発生してまん延するおそれがあると認められた者は、遅滞なくその旨を都道府県知事又は市町村長に通報しなければならない。

第十三條第一号中「第三号」を「第五号」に改める。
第十四條第一号中「第四号」を「第六号」に改める。
第十五條を次のように改める。

第十五條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 農林大臣又は都道府県知事の指示に係る措置を行わないに、「当該伐採木等」を「当該指定種苗又は伐採木等」に改める。

第三條第一項第一号から第四号までに掲げる命令に違反した者

二 第六條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

附則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 植物防疫法（昭和二十五年法律第五百四十号）の一部を次のように改正する。

第十七條第一項但書中「森林病虫害」を「森林病虫害等」に改める。

〇千賀委員 ただいま御審議を願います。林くい虫等その他の森林病虫害の駆除予防に関する法律の一部を改正する法律案につきまして提案理由を御説明いたします。

戦後松くい虫が異常に蔓延して、わが国森林資源に相当な被害を與えることになりました。結果、第七国会におきまして、松くい虫等その他の森林病虫害の駆除予防に関する法律が制定公布せられました。着々とその効果孔虫類の防除事業は、着々とその効果を現わして参り、これによる被害も最盛の時期に比較いたしまして相当の減少を來している状態であり、その反面松くい虫等以外の森林病虫害等が、戦後の森林の荒廃とともに急速に発生蔓延し、その被害地域も広汎な地域に及び、被害面積も年を追つて増加する傾向にありまして、森林資源の保護と林業生産の助長をはかる点から申

しまして、放置できない状態になつて來ているのであります。

政府は、昨年六月現行法の第十二條に基づき、松毛虫等の駆除予防に関する政令を公布いたし、これら松くい虫等以外の森林病虫害の防除に必要な措置を講じて参つた次第であります。この発生及び被害状況は、なお予断を許さない状態にあります。

しかるに、この政令は法律上その効力を一年以内に制限されておりますが、この際松くい虫等以外の森林病虫害等についても、この法律に基いて徹底した予防ができませんように改正いたしたいというのが本改正の要旨であります。すなわち第一は、松くい虫等以外の森林病虫害等の被害の状況は、さきに申し述べましたように、このまま放置できない事態にありますので、直接法律の規定に基き、継続して防除措置を講ずることができるようになる必要があるものであります。

これと関連いたしまして第二に、林業種苗につきましても、防除に必要な措置を行うことによつて、その保護をはかることができるようにいたしました。

第三は、防除の方法におきまして、新たに種苗の焼却及び薬剤による防除を加えることにいたしましたのであります。

その他森林病虫害防除員等の指示に従い、防除に必要な措置を行つたため損失を受けた者に対し、その損失を補償すること、森林病虫害の早期防除をはかる必要から、森林病虫害等が発生して、他に蔓延するおそれがあると認められた者は、その旨を都道府県知事または市町村長に通報していただくこと等

の改正をいたしたのであります。

このような改正に伴い、現行の法律の題名が適当でないと思われるようになりまして、この法律の題名を森林病虫害等防除法に改めることとした次第であります。

以上この法律案を提案いたしますのにつきまして、簡単に御説明を申し上げますのであります。慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを御願ひ申上げる次第であります。

○竹村委員 一点だけ伺つておきたいのであります。改正された中の第三條第四号に「森林病虫害等の被害を受け、若しくは受けるおそれがある樹木又は指定種苗を所有し、又は管理する者に対し、薬剤による防除を命ずること。」となつておりますが、私もこの趣旨は別に反対ではないのですけれども、聞いておきたいことは、たとえば大きな山林の所有者などには問題ではないわけですが、山村に行きますと、ごくわずかな山林を持つておる小所有者、これは非常に多いわけです。この人たちがこれを命ぜられた場合に、資金的に困つたというような場合にはどういふような処置を講ぜられま

すか、それを聞いておきたい。

○千賀委員 これは従前におきましても二億何がしの予算がございますので、その予算の中から、被害を受けて防除を命ぜられ、そのために自分の所有林木を壊き捨てるとか、あるいは薬を使うとかいふことで被害の生じたものは、これは国家が補償することになつております。小さいものでも国家が補償いたします。

○竹村委員 その補償は金額ですか。

○千賀委員 被害のあるだけは見積り

まして全額を補償いたします。

○遠藤委員 ただいまの法律でありますけれども、非常に趣旨はつこうであります。竹村君からも今質問がありました。森林の病虫害が発生したときに、それを防除予防するために薬剤を散布させることを命令する、非常にそれはつこうでありますけれども、実は非常に広範囲にわたつて莫大な薬剤を要し、莫大な資金を要するといふような事態が珍しくないと思つたので、またさういふことが予想されればこそ、さういふ法律の必要があるわけ

であります。従来どの程度の病虫害が発生しておつたか、そしてこの防除予防のためにどの程度の予算が必要であつたか。今までの例から言いますと、ほとんど病虫害の駆除予防ができておらないのであります。それは森林のこゝとでありますから、きわめて広範囲にわたつて参りますから、実際問題としてはできないわけでありまして、今度これを徹底的にやる考えであるかどうか、そのやる予算的な措置等が十分できておるかどうか、できておらないでさういふ法律を出すとなれば、まづたく意味がないことになりまして、それらの計画、今までの実績、それからそれに対する予算的な措置、さういふものについての見通しを、この際はつきり説明しておいていただきたいと思ひます。

○千賀委員 ただいまの御質問は、数字にわたつて説明をしなければならぬ部分が非常にたくさんありますので、これは過去において実際に携つておられます政府委員にその説明をやつていただくことにします。

○横川政府委員 お手元に資料を差上げてございまして、その順序に従ひまして御説明申し上げます。

松くい虫が従来主として猖獗をきわめまして、森林の病虫害が発生した大正時代から少しづつ起きておつたのであります。最大の被害を見たのは昭和二十四年でございます。材石にいたしまして四百萬石以上に達しておるものであります。その後漸次法律の効力が現れまして、被害の程度が減少して参つております。先ほど申し上げましたように、四百萬石程度の被害のものが、二十六、七年度におきましては二百三十萬石程度の被害と相なつて参つておるのであります。二十六年度の病虫害の駆除の状況は、お手元に差上げました資料の三というところにございまして、立木の駆除をいたしまして、その根の皮をむきまして、伐採跡地の根の皮を移動して参りましたものの皮をむかへましたものが四萬六千石余に達しております。そのほか松毛虫の被害が宮城、外六県において発生いたしましたのであります。その駆除をいたしましたものが、九千九百歩ほどござい

ます。まづばのたまたまの被害が発生をいたしましたのは、島根県一県でございまして、これが約四萬石、それから薬剤をまきましたものが千六百四十町歩になつております。北海道におきましては造林地の松の植栽木に對する野鼠の被害が四萬五千町歩に達しておりますのであります。なお二十七年におきまして駆除を予定いたしましたものは、松くい虫が、立木が二百三十

萬石、伐採跡地の根の皮をむきま

すものは八十五萬本、伐採木の移動をいたしておりますもので皮をむかへますものが二萬石予定いたしております。

松毛虫は福岡、外八県において四千五百町歩の被害を見込んでおります。まづばのたまたまの立木の被害駆除は二萬五千石、薬剤、これは大体ポルドーという薬剤を散布するつもりでございまして、島根、外二県にこの被害は発生を見ておるのであります。それから石川、外二県に、まゐまいがという、主として杉に発生いたします害虫であ

ります。これが六千五百町歩、まづのくろはしはばが長野県に発生いたしております。その駆除を予定いたしておりますものが三百町歩ほどございまして、それから北海道の野鼠の駆除を考慮しておりますものが二萬八千歩でございまして、このほかたたいまでは予定でき得ない被害の発生も、前年の例から考えますと予想できるのであります。それらは追加予算なりあるいは既定の予算のうちから流用をいたしまして、できるだけ時期を逸しないようにいたしまして、被害の防除に努めて参りたいと考えております。

○足鹿委員 二つほどお尋ねしたいのですが、これは林野庁長官でつこうですが、病虫害の防除の施行主体は国ですか、府県ですか、市町村ですか、森林組合ですか、その点をまず……

○横川政府委員 第三條におきまして、農林大臣が駆除命令を出しまして、みづから直営いたします場合と、第五條におきまして都道府県知事が命令を出して実施をする場合と、は

つきり定めてございまして。

○足鹿委員 それは一応それでさう大した支障はないでしょうが、私ども現地を見た場合それが相当ある。たとえばまゐまいがならまいが、これは非常に飛翔力の強いものと承知しておる。そこで被害地域がだん／＼と蔓延して行く場合、現在にはなるほど知事の権限なりでやり得る。しかし知事のみではやり得ないという現実の問題は、やはりある地域を農林大臣が指定をして行くのですが、その辺現地の関係はどういうふうになるのですか。

○横川政府委員 農林大臣あるいは都道府県知事が地区を指定いたしました防除命令を出しております。従来は責任の主体をあくまでも都道府県と考へておつたのでございまして、お話のようにその点が徹底しないというらみがございまして、この法律ではかえまして、市町村長もともに責任を持つていただくというふうに改正をいたしたのでございまして、それは第四條にござい

ます。

○足鹿委員 そういふことで一応体系は了承しましたが、この防除の実務に當つて行くのは行政機関である市町村がやつて行くのですか、また何か特別の防除組織をお考えになつておるのですか。

○横川政府委員 国には森林害虫防除員というものが、きわめて少数であります。が置いてあります。し、都道府県にも防除職員というものを設置いたしてございまして、それが中心になつて市町村長等の協力を得まして実際に進行ということになつております。

○足鹿委員 私は問題はその防除組織

だと思ひのです。今防除員というものがあつたとおつしやいましたが、私は先般北海道へ参りまして、植物防疫法の基本的な欠陥を現地で見つて來ました。防疫官と稱するものは、あの広大な地方にたつた七、八名しかおりません。これだけの人員でもつて広大な全地域にわたり防除の監督指導ができるなんということはもつてのほかです。こ

○横川政府委員　林野庁にも防除室といふものを設けております。これは先ほど申し上げましたように数名の者であります。が設けてございます。それから京都府県にもやはりそれを直結いたしましております。防除職員を設定いたしております。全国的に約千百名程度でございまして、御指摘のようにきわめて少数で、これだけの大事業を実行して参りますのには、私どもも満足をい

たしておるわけではございません。やはり市町村長あるいは地方の有志の方々の協力をお願いしなければならぬものであると考えております。御指摘の点まことに私どもも常々さように考えておるところでございますので、今後十分注意をいたしまして、皆様方に協力していただくように態勢を整えて参りたいと考えております。

○足鹿委員 この昭和二十七年の国庫予算額を見ますと、総額で二億四千五百四十万円ばかりでございますが、この点について私が今指摘したようなものは何も無いようです。現地でいろいろ農民の人から話を聞いてみると、この法第十二條に「森林病虫害等が発生してまん延するおそれがあると認めたらしくは、遅滞なくその旨を都道府県知事又は市町村長に通報しなければならぬ」とありますように、結局現地の自分たちのことだから自分たちでやらなければなりません、しかしそれだけではとうてい効果があげ得られないか、か、いろいろ／＼なその他の損害補償といふようなことも必要と思いますが、特別にこういう場合には、もつと組織、対策に予算をお使いになるお考えはないでしようか。その点この予算面に何ら現われておりませんので、それを明らかにしていただきますこと、それからこの植物防疫法の第十七條をかきといることが一項ありますが、植物防疫法とこれとの関連はどういうふうになるのですか、その点を少しお伺いしたい。

○横川政務委員 ただいまの予算につ

きましては、お手元に差上げました資料のうちに含まれておるのでありますが、総額等については後ほど調べてお答えを申し上げたいと思います。

なお植物防疫法との関係でございますが、植物防疫法におきまして、森林害虫につきましては、ただいま御審議を願つております法律にまかせるという事になつておるのであります。実体から申しましても、やはり森林のこととは特別な法律をつくらなければ実施が困難であるという見解のもとにこの法律ができておるような次第でございますして、この改正いたしまする点でございまして、ただ「森林害虫」と書いてございしましたものを「森林病虫害等」と二字かえただけでございまして、従来の通りの関係にございます。

○河野委員長代理 以上で質問は終了いたしました。

これより討論に入るのであります。が、本件に関しましては別に討論の通告もございませんので、これより採決に入りたいと思います。

松くい虫等その他の森林病虫害の駆除予防に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○河野委員長代理 起立総員。よつて本案は原案通り可決されました。

なお本案に関する委員会の報告書の作成に関しましては委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○河野委員長代理 御異議なしと認め、さよう決しました。

体から申しましたが、やはり森林のこ
 とは特別な法律をつくらなければ実施
 が困難であるという見解のもとにこ
 の法律ができておるような次第でござ
 いまして、この改正いたしまする点
 は、ただ「森林害虫」と書いてござ
 いましたものを「森林病虫害等」と
 二文字かえただけでございまして、
 従来の通りの関係にございます。

○河野委員長代理　以上で質問は終了いたしました。

これより討論に入るのであります
が、本件に關しましては別に討論の通
告もございませんので、これより採決
に入りたいと思ひます。

松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔總員起立〕

○河野猛典長代理 起立総員。よこ

なお本案に関する委員会の報告書の作成に関しましては委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○河野委員長代理 御異議なしと認
め、さよう決しました。

○河野副委員長代理 引続き、これより昨日日本委員会に付託に相なりました坂本實君外二十三名提出、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

審議に入ります。まず本案の趣旨について提出者の説明を求めます。坂本實君。

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「前項の規定」を「第二項及び第三項の規定」に改め、同項を第五項とし、同條第二項の次に次の二項を加える。

3 その年一月一日から十二月三十一日までが発生した災害により甚大な被害を受けた地域に限り、その被害を受けた農地、農業用施設

林道及び漁港施設の災害復旧事業の事業費（第五項の超過事業費を除く。）のうち政令で定める額に相

当する部分につき、第一項の規定により国が行う補助の比率は、前項の規定にかかわらず、左の区分による。

- 一 農地に係るもの
- 二 農薬用施設に係るもの

当該部分の十分の九

- 三 林道に係るもの
イ 奥地幹線林道に係るもの
当該部分の十分の九
- ロ その他の林道に係るもの
当該部分の十分の七・五
- 四 漁港施設に係るもの
当該部分の十分の九
- 4 前項の地域は、その年ごとに農
林大臣が指定する。

附 貝
この法律は、公布の日から施行し、昭和二十六年一月一日以後に発生した災害に係る災害復旧事業について適用する。

○坂本(實)委員　ただいま上程されま

した農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由の要旨を御説明申し上げます。

政府においては、農林漁業施設の災害復旧につきましては、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置

者に対して農地、一般林道については、事業費の五割、農業用施設、奥地幹線林道及び水産協同組合の維持管理す

る漁港施設については、事業費の六割五分を国庫が補助いたしまして、その復旧に努力して参つたのであります。

しかしながら現行法におきましては、被害の大小を問わずすべて同一の補助率の適用を受けますので、地域的に激甚な被害を受けた地方の農林漁業

者は、その負担が莫大となるので復旧に困難を生じて来る実情であります。たとえ、農地について申しますれば、

ば、復旧事業費が一戸当り一万円のみ

のも十万円のものも補助率は同一でありますから、その農家の負担は、それぞれ一は五千元、一は五万円となるのであります。もちろんこの農家の負担に差のありますことは、事業費の比例によることでやむを得ないのであります。一方農家経済の現状より見ますれば、農家が予期せざる災害復旧のため負担し得る経済的の余剰能力には、おのずから一定の限界がありますので、この限界を越える場合には、その越える部分のみに対して高率の補助金を交付し、復旧を促進することが適切な措置であると存するのであります。なお、林道及び漁港施設につきましても、同様の趣旨により補助率を引き上げることとしたのであります。以上が本改正法律案を提案いたしました理由であります。何とぞ慎重審議の上すみやかに御可決あらんことを切望いたします次第であります。

○河野委員長代理 この際お知らせいたします。ただいま小淵光平君外二十二名提出、森林火災国営保険法の一部を改正する法律案が本委員会に付託になりました。

これより本案を議題といたし、審査を進めたいと思つて、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○河野委員長代理 御異議なしと認めます。よつて提案趣旨の説明を求めます。小淵公平君。

農林委員会 付託

森林火災国営保険法の一部を改正する法律案

森林火災国営保険法の一部を改正する法律

森林火災国営保険法（昭和十二年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二條第二項、第十條第一項及び第二十二條第三項中「勅令」を「政令」に改める。

第三條を次のように改める。

第三條 保険ノ目的タル森林ハ人工ニ依リ生立セシメタル樹木ノ集団トス

第十三條及び第十四條を次のように改める。

第十三條及第十四條 削除

第二十一條を次のように改める。

第二十一條 削除

第三十四條第一項及び第二項中「市町村の下に」又ハ「森林組合若ハ森林組合連合会」を加え、同條第三項を削る。

附 則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現に存する保険契約については、なお従前の例による。

○小淵委員 ただいま御審議を願います。森林火災国営保険法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

森林火災国営保険は、昭和十二年一月一日からその事務の取扱いは開始いたして今日に至つていたのであります。ただ当時におきましては、壮齡林につきましましては、比較的危険も少く、またこの分野は、民営保険の伸長を期待しようとの建前から保険の対象を幼齡林に限つたのであります。その後、の推移を見ますに、壮齡林につきま

しても森林火災による被害は、年々相当の面積に及び、反面民営保険は、森林火災保険の性格上、期待するほどの発展を見ていないのが現状であります。

このような現状にかんがみまして、昭和十二年第七十通常議会におきまして、将来この法律の適用範囲を壮齡林にも擴大するという附帯決議もありましたことから、国営保険の林齡の制限を撤廃いたし、広く人工林全般にわたつてこれが保険の目的とし得ることとしたしまして、再造林費を確保し、森林経営の安定をはかり、あわせて森林の持つ公益的役割の達成に遺憾なからしめたいといたします。この法律案を提出いたしますのも理由であります。

その他、この機会に他に若干の改正を加えることといたしました。その第一は損害補填の方法を比例比例補填の方法に改めたこととあります。第二に無事戻の制度を廃止したこととあります。第三に保険事務の一部を市町村のほか、森林組合及び森林組合連合会においても取扱うことができることとし、森林所有者の便宜をはかつたこととあります。

以上、この法律案を提案いたします。のにつきまして簡単に御説明を申し上げますのであります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことを御願ひ申し上げる次第であります。

○河野委員長代理 ただいま本委員会に付託になりました二つの法律案につきましましての質疑は次会にこれを譲り、本日はこれにて散会いたします。

なお次会は公報をもつてお知らせいたします。

午後零時十分散会

〔参照〕

松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律の一部を改正する法律案（千賀康治君外二十三名提出）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十七年三月二十八日印刷

昭和二十七年三月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁